

平成29年8月14日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

会員に対する措置について

本所は、正会員であるヤマゲン証券株式会社に対し、定款第55条の規定に基づき、本日下午記のとおり措置を行いましたので、ご通知いたします。

記

1. 内容

平成29年8月29日から平成29年8月31日までの間、同社の本店営業部の株式売買受託業務（関東財務局が個別に認めたものを除く）に関する本所における当該有価証券の売買を停止する。

2. 理由

同社は、関東財務局長から、金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、以下の業務停止を命ぜられたため。

- ・平成29年8月29日から平成29年8月31日までの間、本店営業部の株式売買受託業務（関東財務局が個別に認めたものを除く）を停止すること。

以 上